令和7年度

「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」(秋田県)応募要項

1 趣旨

「こども食堂」は一般的な認知も広がってきており、また、その機能や役割は多様化してきています。

このような「こども食堂」の運営に当たっては、活動を広めていくための啓発事業、地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経費だけでは実施が難しいイベントの開催、食糧保管の大型備品等の導入といった取組が課題となってきています。

こうしたことから、このような課題の解決を後押しするため、「一般財団法法人 篠原欣子記念財団」からの寄付を原資とする助成事業「こども食堂応援プログラム」 を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人 秋田県共同募金会

3 助成事業の対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日とします。

なお、令和7年度内に実施した活動であれば、応募申請日より前に着手した活動 も助成対象とします。

4 対象となる団体

「こども食堂」を運営する非営利団体であって以下の要件を満たすものとします。

- □団体として活動実績が6カ月以上あること
- □団体名義の振込口座を持っていること
- □団体自らが独自の事務局を持っていること
- □オンライン (メール) によるやりとりができること
- □特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力及び反社 会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

5 対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など一時的な費用を対象とします。

【対象活動例】

- □こども食堂におけるイベントの開催
- □こども食堂における大型備品導入

- □こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- □そのほか、現在のこども食堂での活動に加えて新たに取り組む活動
 - 例) こども食堂の利用対象者を広げて活動実施、こども食堂における学習支援 を新たに実施 等

6 対象経費

助成の対象活動を行うために必要な経費を対象とします。

【対象経費例】

- □食材購入や活動に必要な消耗品の購入費
- □容器・調理器具・食材の保管庫や冷蔵庫などの備品購入費
- □食品や弁当の配送費、ボランティア等の旅費・交通費(実費)
- □会場賃借料
- □活動に必要な研修会等に要する経費(外部講師への謝金等)

7 助成対象外経費

- 人件費
- ・通常時の活動で必要な経費(食材の購入費や賃料等)のみの申請
 - ※ 通常時の活動だけではなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み 合わせた申請は対象とします。
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事保険は助成対象とします)
- ・ボランティアへの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費(本助成金との切り分けができる場合は、助成対象とします)
- ・助成対象期間外の活動に関する経費

8 助成額

1団体(1件)の上限額は15万円とし、概ね3団体に助成します。

9 助成の決定

- ・応募書に記載いただいた内容について、活動内容や経費積算の記載が適切である 場合に助成を決定します。
- ・審査の結果、応募額から減額して助成金を決定する場合があります。

10 申請の手続き

① 助成申請

応募書(様式1)に記入の上、次の添付書類とともに提出してください。

- ア 定款、会則等
- イ 今年度の事業計画書及び予算書
- ウ 見積書の写し、カタログ(備品等の購入の場合)等のコピー
- エ 団体の活動が分かるパンフレット、チラシ、会報等
- ② 助成決定、助成金の交付

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付します。

③ 活動終了後の報告 活動完了後1ヶ月以内に**事業報告書(様式3**)を提出してください。

11 スケジュール

令和7年 応募の締め切り・・・・・・11月 7日(金)

審査及び助成決定・・・・・・11月10日(月)

助成金の交付、精算・・・・・12月~3月

活動報告書(様式 2)の提出・・・・ 4月末

12 助成の取消し及び返還

次に該当するときは、助成金を取り消したり、返還を求めることがあります。

- ① 当初の活動予定と大幅に変更がある場合
- ② 助成金が趣旨に沿って活用されていないと判断できる場合
- ③ 活動実態が確認できない場合

13 連絡先

- ① 社会福祉法人 秋田県共同募金会 金子
- ② 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館内
- ③ Email: akita@akaihane-akita.or.jp